

理事の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人千葉県体育協会（以下「本協会」という。）の定款第25条第4項の規定に基づき、理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の遵守)

第2条 理事は、法令、定款及び本協会が定める規範、規程等を遵守し、誠実に職務を遂行し、協力して定款に定める本協会の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限及び職務分掌

(理事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、本協会の業務の執行の決定に参画する。

2 理事は、別表1に掲げる職務権限及び職務分掌に基づき、評議員会の権限以外の事項を決議し執行する。

第3章 代表理事の職務権限及び職務分掌

(代表理事)

第4条 代表理事は、1名を理事長とし、1名は副理事長とし、1名は副理事長2名のうちいずれか1名とする。

(理事長及び副理事長)

第5条 理事長の職務権限は、別表2に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として本協会を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事長は、理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、本協会の業務を執行する。また、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長の職務を執行する。

第4章 業務執行理事の職務権限及び職務分掌

(業務執行理事)

第6条 業務執行理事のうち、1名を専務理事とし、2名以内を常務理事とする。

(専務理事)

第7条 専務理事の職務権限は、別表2に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長の命により理事長及び副理事長を補佐し、本協会の業務を執行する。
- (2) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(常務理事)

第8条 常務理事の職務権限は、別表2に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長が定める担当業務を分掌し、執行する。
- (2) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

2 専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によってその職務を代行する。

(代行順序の決定)

第9条 前条第2項に規定する順序については、毎事業年度最初の理事会において決定するものとする。

第5章 補 則

(細 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益財団法人千葉県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

（平成24年3月21日理事会議決）

2 平成27年4月1日 一部改訂